

## 議 案 第 1 号

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第  
41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市の機関」を「市長又は教育委員会」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「市の機関」を「市長又は教育委員会」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。